型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒N－1141	騒音防止装置　いすゞ H13－K903	いすゞ　TKG－FRR 90＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第千二百八十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－1718	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－1NZ－FE4	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G－1719	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－1NZ－FE5	〃
㊒G－2091	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－2ZRFAE2	〃
㊒G－2092	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－2ZRFAE3	〃

○国土交通省告示第千二百八十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－1931	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAJ35A20	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号
㊒G－2191	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　DBAJ35A22	〃

○国土交通省告示第千二百八十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒C－2030	年少者用補助乗車装置　TOKAI　RIKA　7D6021	株式会社東海理化電機製作所　愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地

○国土交通省告示第千二百八十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020015	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0020	極東開発工業株式会社　兵庫県西宮市甲子園口６丁目１－45
E43－58R－020016	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0030	〃
E43－58R－020017	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0040	〃
E43－58R－020018	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0050	〃
E43－58R－020019	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0060	〃
E43－58R－020020	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0070	〃
E43－58R－020021	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0080	〃
E43－58R－020022	突入防止装置　KYOKUTO　W　R25－0090	〃
E43－58R－020033	突入防止装置　KYOKUTO　W　R08－0050	〃
E43－58R－020034	突入防止装置　KYOKUTO　W　R08－0060	〃

○国土交通省告示第千二百八十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2095	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－2GRFSE5	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G－2096	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－4GRFSE5	〃
㊒G－2260	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA－2AZ－FE6	〃
㊒G－2261	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DAA－3MZ－FE1	〃
㊒G－2278	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA－1GR－FE3	〃
㊒G－2282	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA－1NZFE17	〃
E43－39R－000052	速度計　トヨタ　XU3－JP	〃

○国土交通省告示第千二百九十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒C－1027	年少者用補助乗車装置　アイリス　JS－38	アイリスオーヤマ株式会社　宮城県仙台市青葉区五橋２丁目12番１号
㊒C－2025	年少者用補助乗車装置　アイリス　JS－40N	〃

○国土交通省告示第千二百九十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年十一月十二日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2248	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ABAJB－DET－4	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号